

## 水稻直播栽培を基幹とした地域営農の展開条件 (2)

—福島県原町市高地区を事例として—

渡辺 有策・岡本 和夫・鈴木 久雄\*

(福島県農業試験場・\*福島県南農林事務所)

Development of Regional Farming with Reference to Direct Sowing Culture of Rice (2)

—A case study of Taka area, Haramachi-shi, Fukushima prefecture —

Yuusaku WATANABE, Kazuo OKAMOTO and Hisao SUZUKI\*

( Fukushima Prefecture Agricultural Experiment Station・\*Ken-nan Agriculture  
and Forestry Office of Fukushima Prefectural Government Office )

### 1 はじめに

地域営農システムは、今日の農業構造や生産力構造の変化に伴う対応策として、その必要性が求められている。特に、中核農家群等担い手が育成され、生産基盤や機械・施設の大型化・高性能化が進んでいる地域では、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や園芸作物の導入・拡大による経営体質の強化を図る、より生産性の高い地域営農システム（高生産性営農システム）の確立を図ることが課題となっている。

そこで、水稻直播栽培を基幹とした高生産性水田営農システム構築の一助とするため、大区画は場整備事業が実施された地区で、担い手（組織）が核となった地域ぐるみの地域営農の展開条件について検討を行った。

### 2 地域の概要

調査対象地区は原町市高地区である。同地区の概要は、第1報<sup>1)</sup>で示したとおりである。

なお、2000年センサス結果においても農産物販売金額第1位の部門別農家数（表1）は、稲作部門が全体の約8割を占め、稲作が農産物販売の中心となっていた。

また、高地区における水稻直播栽培（乾田直播栽培）は、1996年に初めて導入されて以来その面積が年々増加し、2000年には地区内の全水田面積（77.6ha）の22%（16.9ha）まで拡大した。第1報<sup>1)</sup>で示した同地区での乾田直播栽培の導入経緯及びこの面積増加から、乾田直播栽培は、

表1 農産物販売額第1位の部門別農家数（単位：戸）

| 集落名 | 稲  | 作 | 露地野菜 | 施設野菜 |
|-----|----|---|------|------|
| 高 1 | 15 |   | 1    | 4    |
| 高 2 | 13 |   |      | 2    |

2000年センサスによる

表2 高地区の乾田直播栽培面積の推移

| 年次      | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 面積 (ha) | 3.8  | 9.8  | 12.4 | 14.4 | 16.9 |

原町地域農業改良普及センター調べ

地域営農の柱として定着していると考えられる。

### 3 調査方法

調査は、原町市及び高地区の関係農家・機関・団体の面接及び既存資料の収集、分析により行った。

### 4 調査結果及び考察

#### (1) 営農組織の再編成による集落組織の設立

高地区のは場整備事業の実施期間中における地域の営農組織は、図1のような体制であった。原町市では、は場整備完了後の地域営農の確立を図るため、地区内の土地利用に関する組織（図1の点線内）を再編成し、地域住民の話し合いに基づき、1998年10月に地域の関係農家全戸（101戸）が参加する「たか営農改善組合（以下「営農改善組合」という）」を発足させた（図2）。

営農改善組合は、図2のように、農用地利用集積の受け皿である担い手組織の「高機械共同利用組合（以下「機械利用組合」という）」をはじめ、地区内の土地利用に関係する組織をそのまま組合の内部組織としての4つの委員会に取り込んだ。これにより、土地利用の調整主体である営農改善組合と土地利用集積の受け皿である機械利用組合が一体化され、組合機能を円滑に発揮できる体制としていた。

#### (2) 土地利用調整機能補完システムの導入

営農改善組合は、同組合の土地利用調整機能を補完するため、1999年から農地保有合理化総合推進事業（通称「集合事業」）を導入していた。この事業の導入により、効率的な土地利用のためのマップシステム導入、一元的な利用権の設定、小作料・作業受委託料金の精算業務等を県農業振興公社に委託していた。これにより、土地利用の合理化と効率化を図っていた（図3）。

#### (3) 支援組織

原町市には、原町市や農業委員会をはじめ地域農業改良普及センター、JAなどの指導機関・団体を構成員とする支援組織である農業経営改善支援センターがある。同センターには地区からの申し出、要請をうけて指導、助言、必要事業の導入等を行う仕組みができていた。

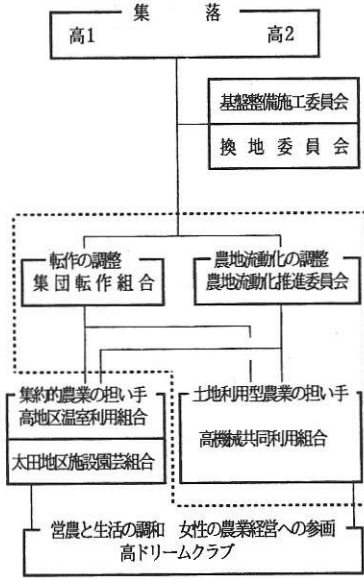


図1 営農改善組合設立前の地域の営農組織図  
地域営農システム普及研究会編  
「新たな地域営農の展開に向けてー地域営農システムの推進ー」  
による

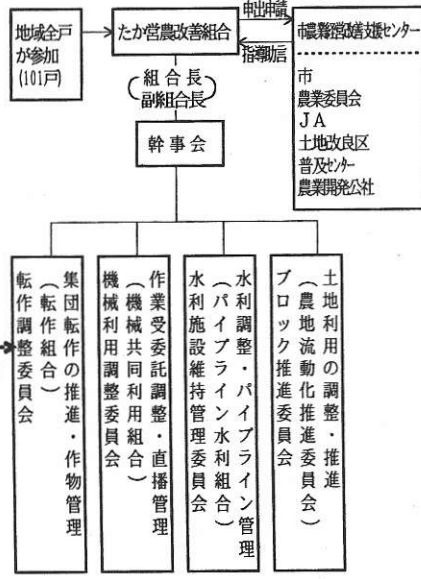


図2 営農改善組合設立後の地域の営農組織図  
(設立 1998年10月) 原町市資料等  
より作成

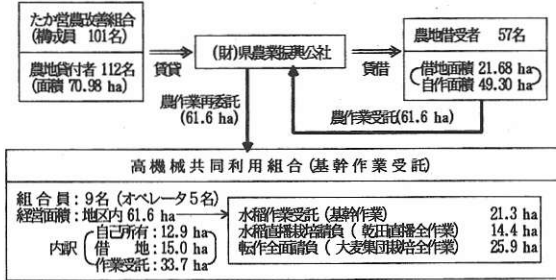


図3 土地利用調整補完システム (集合事業) 図  
注. 原町市資料より作成, 数値は1999実績

#### (4) 地域営農の展開条件についての考察

高地区の調査結果から, 大区画は場整備が行われた地域における地域営農の主要な展開条件は次の4点といえる。

##### 1) 地域営農を推進する集落組織の設立

地域営農を確立するためには, 営農の形態, 担い手, 具体的な土地利用方法等に対する地区関係者の合意を得るとともに, その合意に基づき具体的な土地利用の調整を行う必要があり, このための地域的な組織が不可欠である。

##### 2) 地域営農を実践する担い手 (組織) の育成

次に, 1) の組織による話し合いの下, その合意に基づく土地利用により営農を具体的に実践する担い手 (組織) が必要である。また, この担い手 (組織) は, 集落組織と一体化した体制にしていけることが重要である。

##### 3) 土地利用調整補完システムの導入

集落組織が具体的に土地利用の調整を行なう場合, 土地利用調整に伴い発生する契約や受委託料金の精算, 作付配分作業等の事務を自らの組織内で処理することは難しい。現実的には農地保有合理化法人である県公社や JA 等の専門機関に委託することが, 事務の効率化や事業の継続性を確保するうえで効果的であると考えられる。

#### 4) 支援組織の整備

集落内の主体的な取り組みに加えて, 集落の地域営農推進活動を助長, 支援, 補助する支援組織が必要である。これには各市町村にある農業経営改善支援センターが中心的な役割を果たすことが期待される。

## 5 ま と め

以上, 調査地区の事例から大区画は場整備が行われた地域で水稲直播栽培を基幹とした地域営農を確立するためには, 関係機関・団体の支援のもと, 地域営農に対する地区全体の合意形成と土地利用調整機能を併せ持つ集落組織, そして当該集落組織と営農を実践する担い手組織が一体となった体制が必要である。さらには, 土地利用調整の効率化を図るための補完システムが有効であると考えられる。

## 引用文献

- 岡本和夫, 藤澤弥榮. 1998. 水稲直播栽培を基幹とした地域営農の展開条件ー福島県原町市高地区を事例としてー. 東北農業研究 51: 269-270.